

第三者評価結果 聖母愛児園

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

②評価調査者研修了番号

SK18095
SK18098
S18022
SK18094

③施設名等

名 称 :	聖母愛児園
施設長氏名 :	佐藤慎一郎
定 員 :	96名(暫定90名)
所在地(都道府県) :	神奈川県
所在地(市町村以下) :	
T E L :	045-662-8338
U R L :	http://seiboaijien.com
【施設の概要】	
開設年月日	1946/5/31
経営法人・設置主体(法人名等) :	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会
職員数 常勤職員 :	47名
職員数 非常勤職員 :	5名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の人数 :	41名
有資格職員の名称(イ)	臨床心理士
上記有資格職員の人数 :	2名
有資格職員の名称(ウ)	管理栄養士
上記有資格職員の人数 :	1名
有資格職員の名称(エ)	調理師
上記有資格職員の人数 :	4名
有資格職員の名称(オ)	
上記有資格職員の人数 :	名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数 :	名
施設設備の概要(ア) 居室数 :	42室
施設設備の概要(イ) 設備等 :	5LDK+Sのマンション型の生活空間、
施設設備の概要(ウ) :	親子生活訓練室、心理療法室、地域交流ホール、園内保育スペース
施設設備の概要(エ) :	プール、リネン室、防災倉庫、職員宿舎

④理念・基本方針

【理念】
あなたがたは、神の家族です。（エフェソの信徒への手紙2章19節）
わたし（キリスト）が愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。（ヨハネによる福音書13章34節）

家庭的な生活環境（小規模ユニット型）の中で、家庭的な養育を推進し、子ども達と職員が共に育み、互いに愛し、一般的な家族の概念を超えた、神の家族として成長していくことを基本理念とする。

【基本方針】

- ・全職員が養育方針に沿った養育を展開できるよう徹底する。
- ・コミュニケーションを主とした職員間連携、ホーム作りを行う。
- ・経験年数、役職、部署に応じた人材の育成を検討し、実践していく。
- ・コンプライアンス（法令・法人内規則）を徹底する。
- ・施設長、副施設長が中心となり、施設運営を導いていく。

⑤施設の特徴的な取組

横浜市中区に位置する「聖母愛児園」は、「神の家族」というキリスト教精神に基づく小舎制の児童養護施設で、敷地外で地域小規模児童養護施設も運営しています。家庭的養護を通して「自尊心を高める養育」「自主性を重んじる養育」を目指しています。12あるホームは男女混合・縦割り、それぞれ6～8名の子どもたちが暮らしています。可能な限り同年代同世代の子どもたちの家庭生活と同じような環境で子どもたちの成長が育まれるように支援しています。

将来的な生活自立に向けた、医療機関・教育機関・関係機関との連携体制は、設立以来の経験からしっかりと根付き構築されています。学習面ではボランティアの力を借りたり、希望により塾を活用し、資格取得や進学では経済的な面も含めた支援を行うなど、子どもの最善の利益を念頭に置いた支援を行っています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/6/18
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/12/25
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

【施設の概要】

聖母愛児園は、社会福祉法人キリスト教児童福祉会を設置法人として、昭和21年4月にシスター達が病院内で置き去りにされた子どもたちの養育を始め9月には乳児院を開設し、昭和25年4月に養護施設の認可を受け、現在に至っています。2010年に家庭的養護を念頭に3階建てのマンション形式の小舎制に改築し、小規模グループケアに取り組んでいます。定員は96名（暫定80名）で、令和2年7月現在、2歳から18歳までの子どもたち70名が12のホームに分かれて生活しています。小規模支援体制の中で、職員は一人一人の子どもたちの発達を見守り、心身共に健全な社会人の一人として生きていけるよう、日々養育・支援に取り組んでいます。

また、本園近隣に「本郷ホーム（6名定員）」を開設し、地域小規模児童養護施設として指定を受けるほか、本園の敷地内に同法人が「児童家庭支援センターみなと」を併設し、地域の子育て家庭のさまざまな困りごとの相談機関として、各種事業を展開しています。

施設周辺にはミッションスクールなどがあり、生徒や保護者をボランティアとして受け入れています。

【特に優れていると思われる点】

1 子どもの抱える課題に向き合う養育方針への転換

施設は、戦後親を失った子どもの保護を中心とした養育を継続してきましたが、時代とともに入所する子どもが置かれてきた養育環境の変化を捉え、令和2年度から管理的（保護）養育から治療的（ケア）養育に方針を転換することを事業計画に明文化しました。

家庭的な養護を推進しながら、職員が「入所する子どもの多くが抱えている心の傷を重く捉えて理解する、愛着関係の形成と発達早期の養育者との養育経験の必要性を理解する、ケアワーカーとして専門性を高め子どものケアを専門的に行うこと」を掲げています。子どもの内面を理解し、安心・安全な生活をベースに生活の中で職員が関わりを持つこと、特別なケアが必要な子どもには、職員が生活に加えてトラウマへのアプローチなどを行っていくことを明確にしています。職員は、トラウマインフォームド・ケアの研修を受けるなど、子どもの背景を理解できるよう取り組んでいます。

2 子どもの自立に向けた取り組み

自立サポート委員会を設け、子どものインケア、リービングケア、アフターケア（入所から退所後の生活を見通した支援、退所後の支援）に取り組んでいます。委員会では、就労支援団体などの協力を得て自立支援事業の充実を図っています。子どもの就労、進学を検討し、卒園予定の子どもや担当職員に必要な情報を提供しています。

就労支援団体主催の社会体験ツアーに参加した子どもは、多様な企業の雰囲気を見る機会となり進路選択の参考にしています。ビジネスホテルに一人で泊まる体験もしています。

子どもの年齢や状況に応じた進路検討のために、リービングケアのフローチャートを作成しています。子どもの状況により小学6年生ころからフローチャートを使用して、職員と進路について話し合うケースもあります。

高校生会では、就労や進学を検討している子どもに、子どもが想定する卒業後の姿に沿って奨学金などの現実的な情報を提供しています。また、新高校生に外部団体作成の「一人暮らしのハンドブック」を配付しています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1 人材確保に向けた取り組みの工夫

小規模ケア体制のもと、多くの職員は日常の支援に追われている現状にあります。職員が疲弊することなく、余裕を持って養育・支援にあたるよう、施設として法定配置基準以上の雇用を目指し進めています。人材確保が難しい状況となっています。制度の中での運営は財政的な決まりごともあり、施設単独での方策には限界がありますが、施設として仕事の魅力を伝えるなど、人材確保に向けて努力していくことが望まれます。

2 職員が安心して働ける職場環境の整備

職員が継続的に働くために、職場環境の整備が望まれます。現在、業務改善委員会を設けて労働環境の改善に努め、職員のメンタルヘルスケアにも取り組んでいます。今後さらに、中堅職員以上の管理職員（コア職員）が、まず奉仕や支援を通じて周囲から信頼を得て、主体的に協力してもらえる状況を作りだすことを進めながら、職員が自分の将来を描けるような人事管理方針にもとづく人材育成ビジョンや期待する職員像を明確にして、職員が心身ともに健康に仕事に取り組めるように体制を整備することが望まれます。

3 新しい養育方針に沿った規程集・マニュアル類の整備

全職員が新たな養育方針を共通理解し、養育・支援を実施していくために、既存の規程集やマニュアル類を見直し、職員にわかりやすい内容に整備することが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

福祉施設単独での自己評価は、つい過小評価してしまう傾向にありますが、そこに第三者の目が加わることにより現実的な評価となり、そこから導きだされた「特に改善や工夫などを期待したい点」について真摯に受け止めることができます。

第三者評価では子どもたちの考えを垣間見ることが出来ますが、今年度の利用者調査結果では、「大切にされているか、決まりごとや約束ごとを教えてくれるか、良いところを褒めてくれるか」などが、いいえとどちらとも言えないで半数を超えており、私たち、大人は真摯に受け止めて、日常生活の中で、子どもたちが大切にされていると思えるような関係性を築いていくことが大切であると、改めて気づかされました。

また、職場環境の改善についても、第三者的視点で、その必要性を指摘されていますが、私たちは、今後に向けて重点課題として、推進していきたいと計画しています。

今後もサービスの向上に努め、子どもたちの安心安全な生活を守っていきたいと思っています。

自己評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、基本方針は、事業計画やパンフレット、ホームページに記載しています。 ・基本理念には「家庭的な生活環境の中で家庭的な養育を推進し、子ども達と職員が共に育み、互いに愛し、一般的な家族の概念を超えた、神の家族として成長していくこと」を掲げています。使命、目的、機能、目標の4項目に分けて策定された理念は、職員の行動規範となっています。 ・基本理念や基本方針は、年度初めに職員間で事業計画の読み合わせを行って周知し、子どもや保護者へは、入所時にキリスト教が施設の特徴の一つであることを、口頭で説明しています。 ・基本理念や基本方針を職員に周知する取り組みは継続的に実施し、周知状況の把握に努めています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の理解が難しい子どもや保護者に対して、わかりやすい資料を作成して理念の周知を図ることが望まれます。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会、児童相談所連絡会、幼・小・中学校連絡会などに出席し、社会福祉事業全体の情報を得ています。 ・児童が通学している小中学校のPTA活動や地域の防犯パトロールに参加するなど、地域との協働を深め、開かれた施設作りに努めていますが、地域の各種福祉計画の動向や内容についての十分な分析には至っておらず、現状を分析した具体的な数値目標の提示がされていません。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業全体の動向を収集して自施設における現状分析を適切に行い、中・長期計画の策定につなげることを求められます。 	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	---------------------------	---

【コメント】

・毎年、事業計画を策定し、振り返り・評価を行い、事業報告書としてまとめています。今年度は、「養育方針に沿った養育の展開、職員間連携・風通しの良いホーム作り、人材育成の検討と実践、コンプライアンスの徹底、施設長・副施設長のリーダーシップの発揮」を運営方針として取り上げています。事業計画は法人理事会で承認されています。
 ・事業計画は年度末にフロアリーダーが話し合っって原案を作成し、主任会議で確認を取り理事会で承認を得ています。
 <提言>
 ・経営課題を明確にし改善に向けて具体的に取組むことが期待されます。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果	
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c

【コメント】

・組織全体が目指す姿・ビジョンとして、職員育成計画の立案と実施、施設の多機能化・機能転換の検討と所轄行政との協議、家庭的養護推進計画遂行のための適正な人員配置など、中長期（3～5年）の目標はありますが、具体的に中/長期計画として作成されていません。
 <提言>
 ・施設全体が目指す姿・組織として取り組むべき目標が明確になっていますので、それらをもとに中・長期計画（事業計画・収支計画）として策定することが求められます。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
---	------------------------------	---

【コメント】

・運営方針・養育方針・事業予算等を明確にした単年度の事業計画を策定しています。
 ・「地域小規模養護施設 本郷ホーム」「園内保育エンジェル」の事業計画を別途策定しています。
 ・中・長期計画を策定し、年度の事業計画に反映させていくことが望まれます。
 ・中・長期計画を策定していないので、評価はcとなります。

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者 評価結果	
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c

【コメント】

・事業計画は年度末にフロアリーダーによる運営会議で議論して原案を作成し、主任会議で確認を取り、設置法人理事会が承認していますが、全職員が参画して作成されたものではありません。
 ・策定した事業計画は職員に周知し、特に養育方針については、職員間で読み合わせを行うなど職員の理解が得られるよう努めています。
 ・事業計画は、職員意見を集約して策定に反映し、評価・見直し時期を明確にして実施することが求められます。
 ・全職員が参画して作成されたものではないので評価はcになります。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
---	---------------------------------	---

【コメント】

- ・子どもに対して、事業計画書の中の行事計画について説明しています。保護者に対しては事業計画の説明はしていません。説明範囲をどこまでとするかを検討課題としています。養育方針・イベントについては説明する方向で検討中です。
- ・保護者にはバザー行事について伝え、参加の呼びかけをしています。
- ・保護者に、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていないので、評価はcになります。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果	
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

【コメント】

- ・「聖母愛児園みんなのしおり～養育ブック～」を作成し、「生活支援」「ケースワーク」について記述し、実践するために必要な「職員の基本姿勢、専門的な知識・実践」を職員の目標として規定しています。
 - ・主任会議で職員の養育への対応について現状把握を行い、フロア会議でホーム全体の課題として捉えるようにしています。
 - ・職員の自己評価は毎年、第三者評価のフォーマットを活用して行っています。自己評価の結果はまとめて開示していません。
- <提言>
- ・職員の養育への対応について現状を評価し課題として捉えていますが、次につながる分析が望まれます。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【コメント】

- ・年間目標に対しての評価は事業報告書に、「職員組織における統括体制の充実、コンプライアンスの徹底、話し合い文化を育て子どもたちと共にホームの生活を創る、ワークライフバランスの配慮、職員のメンタルヘルスケアの取り組み」など、計画の項目ごとに記述しています。
 - ・課題の共有はフロアリーダーで構成する運営会議で取り上げていますが、評価結果に対する改善計画作成までには至っていません。
- <提言>
- ・課題について取り組み状況を把握し、評価見直しをしていくことが望まれます

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b

【コメント】

- ・施設長は、年度事業計画書に運営方針、養育方針、外部関係機関との連携、事業費予算などを掲げ、職務分掌で自らの役割と責任を明らかにしています。
 - ・施設長の職務は必要に応じて、運営・管理については副施設長・事務長、養育・ケア・個別ケースについては副施設長・主任に権限を委譲しています。
- <提言>
- ・施設長不在時の権限委譲は、平常時については決められていますが、有事の場合についても明確化が望まれます。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
---	---------------------------------	---

【コメント】

・コンプライアンスに関しては、管理規定、就業規則、ハラスメント防止規定、守秘義務に関する規程、特定個人情報等取扱規定、ソーシャルメディア利用に関する規程などに定められています。施設長は職員に周知するとともに、自らも法令順守に努めています。

- ・施設長は全国児童養護施設協議会施設長会議の研修に参加し、法令順守の観点から学んでいます。
- ・職員には園内新任研修の実施、年度初めの会議で職務規程の説明を行い、周知を図っています。

<提言>

- ・施設長は自ら学び、職員に周知を図っていますが、具体的な取り組みを行うまでには至っていません。法改正などに伴う新しい情報を職員に周知し、法令順守への具体的な取り組みが望まれます。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

・施設長は年度事業計画で養育方針を明確にし、子どもの権利を守ることを目指しています。そのためには職員の育成を課題としています。

- ・理念や基本方針の具体化のためには養育・支援の質の向上が必須であり、年度事業計画の実行を目指しています。職員に周知するとともに、職員が実感を持って達成する意欲を持てるよう体制を整えています。

<提言>

- ・施設長は養育・支援の質の向上に向け養育方針を明確にしていますので、職員とさらにコミュニケーションを深め、理念・基本方針の具現化に向けて指導力を発揮していくことが期待されます。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	c
---	-----------------------------------	---

【コメント】

・施設長は理念・基本方針の実現に向け年度事業計画に養育方針を明確にし、職員全体で具体的にチーム作りに取り組めるよう、外部講師によるチーム連携をテーマにした研修を実施しています。また、フロア、ブロックでの委員会の活用も図っていますが、施設長が事業計画を実行し成果を引き出そうとする姿勢は感じられるものの、職員の自己評価では評価Bが大多数であり、施設長の考えが十分浸透しているとは言えません。

<提言>

- ・施設長は、自己の考える具体的な体制構築の考えを表明し、職員のコンセンサスを得られるように丁寧な説明が求められます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
-----------------------------------	-------------

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
---	---	---

【コメント】

・事業計画に、業務推進に必要な人員（法定定数、加算職員）を明確にし、人材確保の具体的な取り組みとして、養成校との連携、学生のボランティア・見学の受け入れ、ホームページの充実、就職説明会の実施などを掲げ、職員確保を図っています。ホームページでは、募集内容や資格要件などを詳細に記載して求人のご案内をしています。

- ・人員計画には保育士、児童指導員、心理療法士等必要な専門職の人員数を明記しています。
- ・職員配置基準に見合った人員は確保できていますが、充実した人員体制の確保には至っていません。

<提言>

- ・施設として必要な人員を確保するために、人員募集の方法等を検討し、採用に向けて対策していくことが期待されます。

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理方針に基づく職員育成ビジョンが策定されておらず、今後の課題としています。 ・人事基準については、就業規則に明示され職員に周知しています。 ・主任によるスーパービジョンを実行し、職員の目標作成から振り返りまでを行っています。 ・職員待遇改善のための評価・分析は出来ていません。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善のためにも、職員面談を実施するなどにより職員の意向・意見を把握することが望まれます。 	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の就業状況や意向は主任が収集し、職員個別の時間外勤務や有給休暇の実態を把握しています。総合的な管理責任者は施設長となっています。 ・個別面談は、職員の試用期間中に施設長が行っていますが、それ以降定期的な職員面談は実施していません。 ・施設長は、職務上ワークライフバランスへの配慮が難しい業務と認識しています。 ・働きやすい職場作りの一環として、夜勤明けには定時に業務を終了し帰宅できるようにして、休暇中の職員の負担軽減のためにはメールをしない、呼び出さないことをフロア会議で決めています。職員のメンタルケアのため、心理療法士による面談、メンタルヘルス不調の職員支援プログラムを実施しています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員個々の実態を把握して全体のニーズをまとめ、さらなる快適な職場づくりに向けて検討が望まれます。 	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員個別に、年度目標、達成方法、最終報告、施設長所見の項目が設定された目標管理シートを作成し、主任面談で職員一人ひとりの目標を明確に設定しています。 ・主任は、職員へのスーパービジョンにより、目標の進捗状況を把握し、計画の進行状況を職員と共有しています。 ・年度末には、施設長面談で職員と計画の振り返りを行っています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「期待する職員像」が策定されていないので職員育成の目標が明確になっていません。「期待する職員像」の策定が望まれます。 	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目指す「期待する職員像」の策定はありません。 ・事業計画に職員研修計画を掲げ、職員個別に参加すべき研修を明確にしています。 ・研修計画の進捗状況は主任による職員面談で行っています。業務の状況、不参加の理由を明確にし今後につなげています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示し、研修に生かすことが期待されます。 	

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

- ・研修の種類は、階層別（社会福祉協議会主催、管理者向け、職員経験年数別）、職種別（心理療法士、ファミリーソーシャルワーカー、養育関係、栄養士など）、テーマ別などがあり、それぞれ職員の実態に合わせて、計画を立てて実施しています。
 - ・研修内容について、経験年数や習熟度に配慮した職員個別のOJTの実施はできていません。
 - ・外部研修については、職員に施設内LANで情報を提供し、参加を促していますが、日常業務の状況から参加できていないのが実態です。
- <提言>
- ・研修状況について個別にOJTを実施するとともに、外部研修へ参加できる環境の設定が望まれます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
---	---	---

【コメント】

- ・実習生の受け入れについては、年度事業計画に、「実習指導内容の充実」として方針を明文化しています。
 - ・保育実習生受け入れマニュアルを策定し、目標・内容が明示しています。個人情報保護、守秘義務についてはオリエンテーションで説明し、実習生から誓約書の提出を受けています。
 - ・実習内容は、児童福祉施設の役割と機能、施設における支援の実施、保育士の多様な業務と職業倫理など、保育士に特化したものとなっています。
 - ・実習にあたり養成校と連携して効果的なプログラムによる計画的な実習の実施と、養成校向けの施設説明会を行うなど、連携強化に努めています。
- <提言>
- ・実習指導者に対する研修の実施ができていません。実習の精度を上げるためにも指導者養成が望まれます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果	
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a

【コメント】

- ・施設のホームページに、理念や基本方針、2019年決算報告書・事業報告書、2020年の予算書・事業計画書を公開し、運営の透明性を確保しています。
- ・第三者評価結果、苦情相談の体制についてホームページに公開し、第三者評価結果の改善課題は次年度の事業計画書に反映させています。子どもからの要望、意見に対しては子ども・職員で話し合い、改善案を各ホームに掲示しています。
- ・施設の理念、基本方針やビジョン等についてはホームページやパンフレットに掲示し、地域に施設の役割を伝えていきます。
- ・地域に施設の活動を説明した印刷物の配布は行っていませんが、施設で行っている活動を載せた「聖母愛児園報」を年2回発行し、ホームページに掲載しています。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

- ・事業計画に「出納承認の明確化」を記載し、経理規程を定めて会計処理を行っています。
- ・経理に関する内容は、法人理事会に報告し、承認を得ています。聖母愛児園の会計責任者は施設長、出納責任者として事務長が対応し、毎年内部監査を行うほか、外部の税理士法人に監査を受けています。
- ・監査結果に基づき、外部の専門家らの助言を受けて、経営改善に努めています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書に、地域との協働を深め開かれた施設作りの推進を明示しています。 ・高校生が横浜中華法人会と連携して横浜中華街の清掃活動をしたり、職員が子どもと一緒に町内自治会の運動会に参加したり、子どもが通学しているPTA活動や運動会やバザー等の学校行事に参加し、地域との交流を広げています。 ・施設や子どもへの理解を得るために地域交流ホールを町内自治会の会合や地域サークルの活動に貸し出し、地域の方に足を運んでもらい理解してもらっています。職員が地域の青少年指導員を担い、防犯パトロールに参加するなどして地域とのコミュニケーションを取り、子どもたちは近隣の公園に遊びに行ったり、商店街へ買い物に行ったり、地域の病院に通うなど、地域の社会的資源を利用しています。 ・コロナ禍前は友達がホームに遊びに来たり、友達の家遊びに行ったりしています。 	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新規ボランティア希望者の面接対応マニュアル」を定め、多くのボランティアを受け入れています。 ・地域の学校教育等への協力としては、近隣の高校生や生徒の保護者をボランティアとして受け入れています。 ・マニュアルに基づいて、不適切なかかわり等を説明し、守秘義務について誓約書もらっています。今年度はコロナ禍で新規ボランティアの受け入れは行っていません。 ・学習支援のボランティアには児童の特性や学習内容をホームの職員とやり取りをし、丁寧に伝え理解してもらえるように支援しています。 	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所、幼稚園、小学校、中学校、高校など子どもの状況に応じた関係機関をリスト化しています。 ・子どもが通う幼稚園、小学校、中学校とは定期的に連絡会を持ち、それぞれの近況を話し合い、児童の課題や配慮を必要とする点を相互に確認するなど、情報交換をしています。 ・児童相談所、幼稚園、小学校、中学校とは定期的に連絡会を持ち、必要な情報は職員間で情報を共有しています。 ・職員が地域の青少年指導員を10年以上担い、毎月の定例会に出席したり、関係機関と定期的に連絡会を持ち、必要に応じて情報を交換しています。 ・子どもの退所前のリービングケア、退所後のアフターケアには、民間団体や自立援助ホーム等の関係団体と連携し取り組んでいます。 	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズの把握は、法人付帯施設の児童家庭支援センターが中心となって行っています。横浜型児童家庭支援センターとして聖母愛児園の敷地内にあります。地域交流事業として地域の仲間づくりの場の提供や子育てに関する講座を行い、また地域自治会総会に場所を貸出し、地域の福祉のニーズや生活課題等の把握に努めています。 	

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

- ・地域交流を目的として、施設の地域交流ホールを貸し出しています。地域の防災設備を施設に設置するほか、災害弱者の避難場所として受け入れるなどの用意があります。
- ・横浜型児童家庭支援センターとして付帯施設の児童家庭支援センターが、コロナ禍前は地域に向けて性教育やイベントを計画・実行しています。
- ・自治会総会に場所を貸したり、地域のサークル活動等地域への提供を行い、地域のコミュニティの活性化に貢献しています。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果	
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b

【コメント】

- ・基本理念の使命として「子どもの生命と人権を守り、その意思を尊重して成長と発達を育み、自立させる養育をおこなう」を掲げ事業計画に明示しています。年度初めに事業計画の読み合わせを行い、職員が理解し実践するための取り組みをしています。
 - ・施設として進めてきた治療的（ケア）養育方針を全職員に徹底しているところです。
 - ・事業計画の養育方針や養育ブックに基本姿勢を明示し、子どもの支援に取り組んでいます。
 - ・年3回みんなの集会では、子どもの尊重や基本的人権に配慮し安心して生活できるように、全児童・全職員に話をしています。
 - ・職員は日々の生活で子どもの尊重や人権に配慮した養育・支援に努め、その様子は業務日誌や個別の育成日誌に詳細に記録しています。月1回のフロア会議やホーム会議で支援の確認や具体的な支援方法の確認を行い、必要に応じてチーム連携の強化などを図っています。令和2年度からはフリー職員を配置し、養育や支援の状況把握に努めています。
- <提言>
- ・子どもの尊重や人権についての勉強会などを継続して実施し、全職員の共通理解を図ることが望まれます。また、治療的（ケア）における養育・支援について、職員の理解状況の把握をし実践に繋げることが望まれます。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

- ・子どものプライバシー保護について、事業計画や養育ブック、園マニュアルに職員の姿勢や配慮事項を明記しています。子どものプライバシー保護についてまとめた規定はありません。
 - ・「適切な処遇の確保についての職員の心得」を基本として、日頃から、職員はホームごとに子どもの入浴や排泄などでも必要に応じた声かけを行っています。
 - ・居室は子どもの年齢（高学年）や状況に応じて個室を確保し、プライバシー保護に配慮しています。
 - ・子どもには「みんなの集会」でプライバシーや権利擁護に関する話し合いをしています。保護者には、その都度プライバシー保護に関する説明をしています。
- <提言>
- ・子どものプライバシー保護についての規程集を整備し、職員の共通理解を図ることが望まれます。また、可能な保護者には、プライバシー保護に関する取り組みを周知することが望まれます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
---	---	---

【コメント】

- ・基本理念や基本方針、養育・支援の内容は、パンフレットやホームページに載せ、施設の配慮事項を紹介した文書「保護者の皆様へ」を作成して、保護者に知らせています。
 - ・パンフレットには写真を使用し、ホームページには生活環境写真やイベント記録を掲載して、わかりやすく施設の様子を紹介しています。
 - ・入所予定の子どもや保護者には、生活の様子をわかりやすく説明して個別に対応しています。また、希望に応じた見学なども行っています。
 - ・施設の情報提供についてはマニュアルに沿って行っており、入所時の書式を見直して改定しています。
- <工夫している事項>
- ・入所前に子どもが安心できるように担当職員の顔写真を提示しています。
- <提言>
- ・施設を紹介する資料は、低年齢の子どもや課題のある保護者にもわかりやすい内容であるかを検討し、工夫することが望まれます。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--	---

【コメント】

- ・「入所までの注意点」として入所までに正しい入所理由を児童に伝えることを定め、児童相談所と連携しながら、子どもの年齢、能力、特性に応じた説明をしています。また、マニュアルに定めている「園のルール」を説明しています。入所予定の子どもには施設見学を実施しています。施設では宿泊体験も必要と捉え、実施した例があります。乳児院からと一時保護所からの入所にわけた受け入れ体制の仕組みを作っています。
- ・施設の説明や見学などの実施後、児童相談所が入所の同意を得ています。また、施設で作成した入所決定に関する同意書を書面で残しています。
- ・意思決定が困難な子どもや保護者等への対応は、児童相談所と連携することをルール化しています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	--	---

【コメント】

- ・養育・支援の内容の変更にあたっては、フロア会議や児童相談所と連携したカンファレンスを行い、継続した支援を実施しています。
 - ・他の施設などの移行にあたって、手順や引き継ぎ文書は定めていません。養育ブックに「在園中から何かあったときに頼れる、帰って来られるような信頼関係を築く支援をする」としています。退所後は記録を作成し、必要な情報を職員で共有しています。
 - ・自立サポート委員会を設置し、リービングケア・アフターケアの取り組みをしていますが、相談窓口やアフターケアの担当者は定めていません。施設を退所した後は、副施設長や担当職員、当該主任が対応しています。
 - ・施設を退所した後の相談方法として、その後も相談できることや子どもの心の拠りどころとなるようなメッセージを伝えています。
- <提言>
- ・措置変更、地域・家庭への移行にあたり、手順や引き継ぎ文書を定めることが望まれます。
 - ・施設退所時には、口頭だけでなく施設としての退所後の相談方法などを記載した文書を渡すことが望まれます。

<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの要望を把握することを目的としたホーム会と、ホームごとに担当職員による子ども一人ひとりのヒアリングを月1回実施するように努めていますが、定期的な実施には至っていません。また、書面での調査は実施していません。 ・職員は「高校生会」「みんなの集会」に参加し、子どもの満足を把握するよう努めています。月1回、ホーム代表の子どもたちが主体となって「子ども運営委員会」を開催して、子どもたちの要望などを子ども主体で話し合い、職員とともに検討しています。 ・子どもの意見の分析・検討結果にもとづいて、共有物の使用時間や管理方法を決め、施設のルールとして取り入れています。また、園内環境整備なども検討し、できる範囲での改善を行っています。 <p><工夫している事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもヒアリングは、子どもの年齢や状況に応じて、ドライブや入浴、外食、会議室など子どもが自然体で話ができる場所や状況を作り実施しています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉で表現することが苦手な子どもの満足度については、把握方法の検討が望まれます。 ・施設で定めたホーム会や子どもヒアリングの定期的な実施が望まれます。 	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望解決責任者を施設長、要望受付担当を副施設長とし、第三者委員3名を設置して、要望解決の仕組みを整備しています。 ・要望解決の仕組みは、玄関入口や食堂、ホームに掲示しています。掲示物にはルビを振り、第三者委員が年1回みんなの集会で子どもに説明をしています。資料の配付は行っていません。 ・意見箱の横には、要望を記入する用紙を置き、匿名であっても受け付けています。また、内容については、要望受付書にまとめ、申し出た用紙とともに保管しています。 ・検討内容や対応策等についてはフィードバックして、内容に応じて公開し各ホームにも掲示しています。 ・苦情・要望内容にもとづき話し合いを重ね改善を図りながら、養育・支援の向上に取り組んでいます。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決のしくみについて、子どもや保護者等には説明だけでなく資料を配付することが望まれます。 	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望解決の流れには、電話、話す、書くの3つの方法を選べることを明記しています。また、第三者委員に直接連絡できるように電話番号を記載して、各ホームに掲示しています。 ・相談を受ける際は静養室を使用できます。また、子どもたちが話したいと思った場所や環境で対応するようにしています。 <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢や子どもの育ってきた背景にも配慮し、公的機関の連絡先を明記することや第三者委員の構成や連絡方法を工夫することが望まれます。 	

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

- ・ホーム担当職員は、日々の生活をともにしながら子どもとの信頼関係を築き、子どもの声を聞きとるように努めています。子どもの意見や相談内容に応じて、ホームごとに判断し適切な対応に努めています。みんなの集会では「大人はいつでも話を聞きます」と伝えています。
 - ・意見箱を設置しています。令和1年度には2通の投函があり、必要に応じてヒアリングを行い、解決につなげています。
 - ・記録の方法や報告の手順、対応策の検討については、要望解決の流れに沿って行っています。検討に時間がかかる場合には説明をしています。
 - ・意見にもとづき、ホーム会や高校生会、子ども運営委員会などで話し合いながら、改善や解決の取り組みをしています。
 - ・苦情解決に関する規程や要望解決に関する規程等の定期的な見直しを行っていません。
- <提言>
- ・苦情解決に関する規定はホームページ上のものも含めて見直しを行い、必要な情報に更新することが望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
--------------------------------------	-------------

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

- ・リスクマネジメントに関する責任者は施設長です。みんなの委員会を設置し、「園で生活する皆が安心・安全に暮らせるように」をテーマに全職員・全児童が参加するみんなの集会を開催しています。
 - ・防災、不審者対応、自動車事故対応、性的事故対応、衛生管理感染症対策などのマニュアルを作成し、養育ブックには、生活支援における事故防止や保健衛生上で配慮すべきことを記載しています。
 - ・ヒヤリハットを収集し、フロア会議で改善策を検討しています。みんなの委員会では、性と暴力に関する事案の検討をしています。フロア会議やホーム会議、主任会議で発生要因を分析し、改善策や再発予防策の実施に努めています。性事事故事例などについても職員会議でディスカッションをしています。
 - ・事故報告は職員会議で行っています。みんなの委員会では、安心・安全な暮らしについて、定期的に評価・見直しを行っています。
- <提言>
- ・ヒヤリハットについては、職員全体で共通認識できるような取り組みが望まれます。
 - ・事故防止策や再発防止策は迅速に発信し、実行できるような工夫が望まれます。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

<コメント>

- ・感染症対策の責任者は施設長、情報発信は栄養士とし、ホームごとに職員が対応する体制があります。
- ・衛生管理感染症対策マニュアルを作成し、各ホームに設置しています。マニュアルは感染症流行前に随時見直しをしています。
- ・特定感染症の対策や対応は新任研修や職員会議で周知徹底し、感染症流行前には、栄養士が研修を行っています。ノロウイルス対策として「嘔吐物処理の仕方」の実演実施をしています。
- ・子どもの感染症予防策として、職員が年齢に応じた手洗いやうがいの指導を行い、外出後には手洗いやうがいを促しています。また、洗面所の手拭きは個別にしています。
- ・コロナ感染症対策として、ホームごとに外出時のマスク着用やうがい、手洗い、換気の徹底を図っています。感染症が発生した場合は、当該ホームへの他ホーム児童の出入り禁止や園内保育利用制限など、感染拡大の防止に努めています。

<提言>

- ・感染症の対応や対策のマニュアルは、定期的な見直しが望まれます。
- ・今後、感染症が拡大したことを想定し、安全確保や養育・支援を継続する対応の整備が望まれます。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

- ・自衛消防組織（隊）・地震防災組織があり、災害時の対応体制を決めています。
- ・自衛消防組織（隊）・地震防災組織図には養育・支援を継続するために必要な行動や情報、書類の持ち出しも含めて記載しています。事業継続計画は定めていません。月1回の地震や火災を想定した防災訓練、消防立ち合い訓練を実施しています。

- ・子どもの安否確認の方法を定め、全職員に周知しています。
- ・食料や備蓄品などは事務職員が備蓄リストを作成し、管理しています。

<提言>

- ・複数の災害を想定して、災害後に養育・支援が継続して行えるような事業継続計画を策定することが望まれます。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b

【コメント】

- ・標準的な実施方法は、養育ブック、聖母愛児園マニュアルに文章化し、また事業計画に基本方針、養育方針を文章化しています。

- ・養育ブックに、組織人としての補足説明として関連する法律の順守を挙げ、児童の福祉や人権を守るための法律の順守、守秘義務や個人情報に関する書類・データ管理などの個人情報を保護するための法律や道路交通法など業務に関する法律を理解し、順守しなくてはならないとしています。

- ・職員会議で職員はマニュアルに沿って研修し周知しています。
- ・標準的な実施方法に基づいて実施されているかを主任が確認していますが、標準的な実施方法に基づいた養育・支援ができていないか確認する仕組みは整備されてはいません。

<提言>

- ・養育・支援が標準的な実施方法に基づいて実施されているかを確認する仕組みを整備されることが望まれます。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	----------------------------------	---

【コメント】

- ・養育ブックは標準的な養育・支援の実施方法のマニュアルとして作成・整備しました。養育ブックの見直しについての規定は定めておらず、見直しには至っていません。
 - ・養育・支援の標準的な実施方法には、自立支援計画の内容などの状況を反映していく予定です。
 - ・養育ブックの検討・見直しにあたっては、職員会議やフロア会議、みんなの委員会、子ども運営委員会、高校生会などで意見や提案を聞き取り、意見や提案を反映する仕組みがあります。
- <提言>
- ・養育ブックを定期的に検証・見直しをする仕組みを整備し、実施されることが望まれます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

- ・自立支援計画の最終責任者は施設長とし、「入所依頼児童 入所までの流れ」に沿って、アセスメントを実施しています。
- ・アセスメントの協議は、児童相談所児童福祉司・児童心理司、施設長、主任、個別対応職員、担当ホーム職員、心理療法士が参加し実施しています。
- ・自立支援計画には基本的な習慣、学習、学校での様子など10項目に分けて子ども一人ひとりの課題を詳細に明示しています。
- ・自立支援計画の策定にあたっては児童相談所との話し合い、子ども本人との面接、学校の様子などから必要な情報を収集し、フロア主任、担当ホーム職員、必要に応じて心理療法士等さまざまな職種の関係職員が参加にして年2回協議を実施しています。
- ・支援困難なケースには、状況をフロア会議やホーム会議のケース会議で話し合い、児童相談所と協議して、対応を検討して支援しています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
---	-----------------------------	---

【コメント】

- ・自立支援計画どおりに養育・支援が行われているかは各フロア会議の中でケース会議を実施し確認検討し、検討内容を職員間で共有し、実施できていない内容や課題を明確にしています。
 - ・アセスメントに基づいて自立支援計画を作成し、評価・見直しは半期ごとに行っています。評価・見直しは子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、子どもの最善の利益を考慮して行うようにしています。
 - ・評価・見直しは半期ごとに行い、必要に応じて緊急の見直しも行っています。変更内容は関係職員に周知していますが、手順は定めていません。
 - ・緊急で自立支援計画を変更する際には、必要に応じてケース会議やカンファレンスを行い、4月に策定した自立支援計画に変更がでたところのみ、わかりやすく明記することとしています。
 - ・自立支援計画の評価・見直しにあたっては実施方法に反映すべき事項、養育・支援などの内容を確認し、実施できていない内容や課題を明確にしています。
- <提言>
- ・自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整えることが望まれます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
---	--	---

【コメント】

- ・毎日、職員が子ども一人ひとりの身体状況や生活状況をパソコン上の「育成日誌」に入力して詳細に記録し、全職員は施設のネットワークで共有しています。業務日誌にはホームの様子やホームからの報告事項に子どもの様子を記録しています。
 - ・育成日誌から自立支援計画に基づく養育・支援が行われているかを確認できるようになっています。
 - ・記録の仕方は「記録等、表記についての統一事項」に沿って記録作成され、主任、フロアリーダー、先輩職員が記入の仕方を指導していますが、十分ではありません。
 - ・子どもの育成日誌やアセスメントや自立支援計画は各担当者職員がパソコンに入力し、全職員間で情報を共有しています。
 - ・毎日の朝礼で職員間で情報を共有し、職員会議、運営会議、主任会議、フロア会議を月1回行い、情報を共有しています。
 - ・パソコンのネットワークシステムの利用や書面の記録ファイルを整備し、情報を共有する仕組みが整備されています。
- <提言>
- ・記録の仕方は職員間で差異が生じないように、さらなるスキルの習得が望まれます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
---	---------------------------	---

【コメント】

- ・「個人情報保護規程」「個人情報保護に関する方針」に、記録の保管、保存、廃棄、情報提供などについて明記されています。
 - ・個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策と対応方法として「守秘義務に関する規程」「特定個人情報当取扱規程」「個人情報保護に関する方針」「ソーシャルメディア利用に関する規程」などがあり、個人のデータの適正管理として明記しています。
 - ・記録管理の責任者は施設長となっています。
 - ・記録管理については新人研修で職員に周知を図っていますが、十分な理解には至っていない現状があります。
 - ・職員に対して個人情報保護規程の周知を図り、誓約書ももらっています。
 - ・個人情報の取り扱いについては、子どもの施設入所時に、子どもや説明可能な保護者に説明しています。
- <提言>
- ・職員に対して個人情報保護規程の周知を図っていますが、全職員が理解しきれていない部分があります。さらに個人情報保護の理解や順守に向けての取り組みを行うことが期待されます。

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c

【コメント】

・マニュアルや養育ブックを整備し、子どもの権利擁護について記載しています。適切な処遇の確保についての職員の心得、就業規則などの規程も整備しています。事業計画には子どもの権利擁護についての記載があり、年度初めに読み合わせで職員に理解を図っていますが、全職員への共通理解には至っていません。

・子どもの権利擁護に関する取組として、職員による「みんなの委員会」を設置し、性と暴力について具体的に検討しています。養育ブックや園マニュアルにもとづいた養育・支援の実施に取り組んでいますが、養育方針の転換にともなう理解がまだ不十分です。

・権利侵害の防止と早期発見のために、子どもの訴えを見逃さないようにして、ヒヤリハットや日々の記録から気になることをすぐに取り上げて検討しています。

・子どもの思想・信仰については、子どもの入所前に、施設の理念やキリスト教が母体であることを伝え、保護者の意向を尊重しています。礼拝は全児童が参加していますが、キリスト教関係の行事などへの参加を強制することはありません。

<提言>

・令和2年度、養育方針を管理的（保護）養育から治療的（ケア）に転換したことを受け、今後さらに、子どもの権利擁護については全職員への共通理解を図り、施設の取組を周知して養育・支援を実施することが望まれます。

(2) 権利について理解を促す取組

① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
---	---

【コメント】

・権利については、子どもたちが参加するみんなの集会で、幼児から小2、小3から小6、中学生、高校生別に時間を設定し説明しています。幼児から小学生には絵本で、中・高校生には映像を使用して、説明しています。

・職員から子どもたちに「大人はいつでも聞きます」「ヘルプはだしても大丈夫」と伝えています。園のルールである「暴力はいけない」は、職員が日頃から支援の中で子どもに声かけし、職員や児童に浸透しています。

・職員会議やみんなの委員会などでケース検討や事例検討を行い、しつくと虐待の違いなども取り上げています。

・子ども一人ひとりが大切な存在であることを、みんなの集会で伝えています。

・子どもたちはホームごとに異年齢で過ごし、日ごろから職員の対応を見て自然と思いやりの気持ちを育てています。子ども同士の言葉のトラブルには、職員が言葉で丁寧に説明し理解を促しています。

<提言>

・治療的養育・支援を実施するにあたり、子ども一人ひとりが大切な存在であること、自分や他人を傷つけてはならないことなどをどのように伝えていくのか、職員が不安に思うことを検討できる機会を設けることが望まれます。

(3) 生き立ちを振り返る取組

① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
---	---

【コメント】

- ・生き立ちについては、子どもの発達状況等に応じて児童相談所と連携し、事実を伝えるよう努めています。事実を伝える場合は、入所前にいた施設や保護者、関係機関等から十分にアセスメントをしています。
 - ・養育ブックには生き立ち整理の項目を設け、手順や配慮事項を記載しています。フロアリーダーを含めた担当職員間で情報共有し伝え方や内容を検討して対応しています。
 - ・職員は、事実を伝えた後の子どもの様子を注意深く観察し、生活の中での変化を捉えるように努めています。
 - ・子ども一人ひとりの成長の記録として、アルバムを用意しています。施設に入所してからの写真は行事などの写真を撮り、収集して整理に努めていますが、整理しきれないホームもあります。
 - ・アルバムはホームごとに居室やリビングの子どもの手の届く場所に置き、いつでも見られるようにしています。
- <提言>
- ・子ども一人ひとりがアルバムを見て思い出を振り返れるように、写真の整理を進めていくことが望まれます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
---------------------------------------	---

【コメント】

- ・「適切な処遇の確保についての職員の心得」には、職員の体罰の禁止やその行為に対する処分について明記しています。職員による不適切対応があった場合に施設長、主任、心理療法士がそれぞれ面接し、原因や内容等の事実確認をする仕組みや就業規則に基づいて処分を行う仕組みがあります。
 - ・「職員による不適切対応時における対応チャート図」があり、事実の記録や施設長への報告を文書として保管しています。職員は不適切なかかわりの防止に努めていますが、不適切な対応が行われていないかどうかの確認は不十分です。
 - ・子どもが自分で自分を守るための知識などを学ぶ機会は、みんなの集会の中に設けています。職員による不適切な対応や体罰を禁止していることを子どもに伝えていきます。
 - ・被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときには、施設内で検証し児童相談所と協議する体制があり、仕組みを整備しています。
 - ・被措置児童等虐待の届出・通告制度については、「職員による不適切対応時におけるチャート図」に記載しています。みんなの集会で説明し、子どもが自ら訴えることができるようにしています。
- <提言>
- ・職員による不適切対応が行われていないことを確認をする仕組みの整備が望まれます。
 - ・職員による不適切対応の説明については、子どもにわかりやすい具体例を示すなど、伝えられない子どもにも配慮した方法を検討することが望まれます。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
---	---

【コメント】

- ・子ども運営委員会を設置し、子どもが主体となって子どもの代表と職員が、施設の生活がより良いものになるように検討しています。子ども運営委員会では自転車や本棚の整理、草むしりなど、ホームのことだけでなく施設全体に関わる内容も検討し、施設運営に反映させています。高校生会であがった被服費用の増額や門扉施錠の解除方法について、運営会議で検討して対応しています。
- ・ホームごとにホーム会を実施し、月1回ホームの子どもと職員が話し合う機会を設けています。
- ・担当職員は、日頃から子どものやりたいことなどを聞き取るようにしています。費用についても検討しながら、できるだけ趣味や興味に合った活動が行えるように習い事なども支援しています。
- ・子どもの年齢や状況に応じて、小遣い帳をつけたり、通帳を自己管理したりしながら金銭管理ができるように支援しています。職員と一緒に買い物に行ったり、自分でお金を使う機会を設けたりしています。

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

- ・「入所までのながれ」に基づき、入所予定の子どもに対応しています。乳児院からは1～3か月かけて受け入れ準備を行い、職員が何度か乳児院を訪問し、子どもが安定したときに施設に来てもらい、一緒に食事をしたり、泊まってもらうなど時間をかけて受け入れています。一時保護所からの受け入れにあたっては、職員の面会や子どもの施設見学を行い、子どもの意向を聞いています。
- ・児童相談所から子どもの背景、課題などの情報を得て、入所に子どもの疑問や不安を聞き取り、聖母愛児園が安心して安全であることを伝え、子どもの不安を取り除くよう配慮しています。
- ・児童相談所と相談しながら、入所前の人間関係を継続できるようにしています。
- ・退所には、必要に応じて子ども、児童相談所、保護者、関係者等でカンファレンスを行い、職員は「可能な限りいつでも応援していること、いつでも帰っておいで」と伝え、聖母愛児園が心のよりどころとなるように努めています。
- ・家庭復帰や施設変更にあたっては、子ども、児童相談所や他機関とでカンファレンスを行い、変更先に情報提供したり、通学先や民生委員と連携を取っています。

②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	---	---

【コメント】

- ・自立サポート委員会でリービングケアからアフターケアに取り組み、子どもが進路の自己決定ができるように進路選択に必要な資料を提供したり、高校卒業後の進学もできる限り支援しています。民間団体の協力を得て社会体験ツアーに参加し、多様な企業の雰囲気を見て進路選択の参考にしています。さらに、職場実習や就労体験等の機会を提供し、社会経験の拡大に取り組んでいます。
- ・子どもと保護者に、退所後も元担当職員が担当者となり相談を受けることを伝えていきます。
- ・アフターケアにかかる費用を予算化し、退所者の状況把握に努めています。退所後の状況内容を記録してホーム会議で報告をし、職員間で共有しています。
- ・毎年2月に退所者や旧職員が参加する「あつまろう会」を開催し、例年40～50名が集まります。退所者は職員や子どもたちと交流し、高校3年の子どもたちは卒業後の生活の様子を先輩から聞いてイメージを膨らませています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果	
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b

【コメント】

- ・職員は養育の基本姿勢に則り、思いやりを持って子どもに接し、子どもの自尊心を高め、自主性を重んじる養育を行っています。事業計画に掲げた治療的（ケア）養育は、一般家庭では当たり前なことを施設でも行うことがケアの本質であることを理解し、フロア会議などで子どもに対する視点のすり合わせを行っています。
 - ・職員は、児童相談所から子どもが入所に至る背景、生育歴、心理診断などの情報を得て、日々の子どもの気になる行動を育成記録に記録し、支援ノートの実践事例から学んだ知識を活かして子どもの理解に努めています。
 - ・職員は生活を共にする中で、子どもとの遊び、外出での会食、夜の話し合いなどを通して、子どもの気持ちを理解するように努めています。また、職員は研修を受け、子どもが発する感情や言葉の背景を把握できるよう努めています。
 - ・子どもの心理ケアについて、施設の心理療法士とは異なる立場で児童家庭支援センターの心理士が職員をフォローする体制があります。職員は子どもの問題行動だけを取り上げるのではなく、なぜその行動をしたのかを把握するようように努めています。
 - ・アンケートは実施していませんが、担当職員は子どもの様子に変化が感じられたときは子どもと話しをし、その中で上がった問題は記録し、職員間で共有しています。
- <提言>
- ・今後、治療的（ケア）養育を実施するうえでも、全職員が子どもの背景にある心理的課題に向き合えるようにスキルアップすることが望まれます。
 - ・職員が子どもを理解し、子どもと共に課題と向き合うために、利用者アンケートや定期的なヒアリングの実施などが望まれます。

②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
---	--	---

【コメント】

- ・職員は、個々の子どもの食や睡眠の状況を把握し、欲求が満たされているかの判断をしています。子どもとの話し合いを通して子どもが大切にされていると感じられるよう支援に努めています。
 - ・職員は、子どもとの話し合いや子ども運営委員会を通して、施設内の決まりや約束事が子どもに理解されているかを確認しています。
 - ・職員は子どもとの触れ合いを大切にし、夕食後時間を作っての話し合いや、一緒に外出して会食をするなど個別の話し合いの機会を増やしています。
 - ・職員採用が困難なため夜間対応職員の配置が十分でなく、緊急時対応における職員の負担が大きい状況です。
- <提言>
- ・夜間目覚めたときなどに子どもが安心感を得られるよう、夜間支援のための体制強化が望まれます。

③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
---	--	---

【コメント】

- ・職員は管理的なケアから「お世話」をするとの意識のもと子ども一人ひとりに向かい、子どもの信頼感を得る努力をしています。
 - ・子どもとの話し合いの機会を多くし、施設の決まり、限度について理解が得られるようにしています。例えば、門限について、門限設定の主旨を話し、破った場合の対応について本人の理解が得られるようにしています。中途入所者については家庭との違いを理解できるよう説明しています。
 - ・職員の採用が困難なため十分な人員配置ができず、朝夕の時間帯は、食事作り、入浴介助などに追われ、子どもを十分に見られる状況にありません。
- <提言>
- ・朝夕の繁忙時間帯をカバーするために人員増加などの職員配置の工夫が望まれます。

④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

- ・幼児は日中はホームを離れて、園内保育（エンジェル）で保育士の見守りのもと年齢や発達に応じた遊びを行っています。小・中学生は学校から戻った後、ホームでの縦割りの生活となり、一人になりたいときは個室で過ごします。子どもたちが落ち着かないときは全員でカードゲームを行うなど、静かな雰囲気を取戻すようにしています。高校生は本人の意思のもと毎日を過ごしています。卒園後の資金作りのため飲食店やホームセンターでアルバイトをする子どもがいます。
- ・月1回のホーム会議で、「子どもの行動、対応力、子どもの伝える力」について、職員がどのように理解するかを話し合っています。子どもと1対1になる場で話をすることで、子どもの発するシグナルを見落とさないようにすることが大事であると職員は認識しています。

⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
---	--	---

【コメント】

- ・基本的な生活技術習得のため、自活支援プログラムを作成しています。自立の大事さが理解できるように説明しています。
 - ・小・中学生は少年野球クラブや学習塾、習い事に通い、地域と交流しながら社会のルールや約束が身に着くよう支援しています。高校生には将来に備えてアルバイトを奨励し、社会規範が身に着くよう支援しています。
 - ・携帯電話、ネット、SNSなどの対応については高校生会で話し合い、被害に遭わないよう職員と一緒に考えています。
- <提言>
- ・小学生をはじめ子ども達にはネットやSNSなどの正しいパソコンの知識が必要になってきており、職員のパソコン技術・知識の向上が望まれます。

(2) 食生活

①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】

・朝食は子ども一人ひとりの登園、登校時間に合わせ、夕食はみんなが集まる時間に職員と一緒に学校の事やその日にあったことを話しながら、食べています。

・クラブ活動、塾、アルバイトなど、子どもの状況に合わせた時間に、職員がそばで話しかけながら適温で提供しています。

・食事場所は明るく、清潔に保たれ子どもと職員が話をしながら楽しく食事をしています。

・栄養士は、ホーム職員から聞き取った子どもの嗜好などを参考に、子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした献立を作成しています。残食状況や子どもの嗜好を把握するためアンケートを取ったり、栄養士が各ホームを回って喫食状況を把握しています。

・各ホームで職員が調理し、子どもたちは職員が調理や配膳している場面を見て基本的な調理技術が習得できるようにしています。職員は日ごろから子どもの年齢に適したマナーが身に付くように声かけしています。料理に興味を持った子どもには、食事やおやつをつくる機会を設けています。毎年、プロの料理人が子どもたちに料理を教える機会を実施しています。

<工夫している事項>

・子どもたちが食に興味をもったり、楽しんで食べられるように、行事食や誕生日の自由献立を取り入れています。施設の食事は給食としての取り扱いのため生もの・刺身・寿司メニューの取入れがないため、外食して食べられる機会を持っています。

(3) 衣生活

①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
---	---	---

【コメント】

・衣服は職員や年齢に応じて子どもが洗濯し、清潔が保てるようにしています。子どもたちは体に合った、季節に応じた衣服を着用しています。

・衣類は、汚れたときはすぐ着替えることができるように、また、TP0にあった服装ができるように、用意しています。

・職員は、季節に応じた服装や汚れたら着替えるなど必要に応じて声をかけています。衣類の整理や保管については、職員が子どもと一緒にいき、徐々に自分で行えるよう支援しています。

・子どもが衣服の管理ができるように、職員はアイロンがけやボタン付けなどを行ない、興味のある子どもにはやり方を教えています。

・衣類は、発達に合わせて、職員と一緒に出かけたり購入したり子ども自身が購入できるようにしています。高校生は自分で購入する子どももいます。

(4) 住生活

①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
---	--	---

【コメント】

・職員は園内整備を定期的に行い、住環境を整えています。

・各ホームの共有部分は職員が丁寧に掃除をし、整理整頓をして子どもたちが安心して過ごせるようにしています。掃除チェックリストで確認しています。

・職員は小学生までは子どもと一緒に掃除や整理整頓を行い、中高生は自分で自分の部屋を清掃しています。毎日清掃する時間を持っています。

・小学生以上は個室を確保するようにしていますが、ホームの構成上から相部屋となることがあります。相部屋であっても個人の空間を確保するようにしています。

・壊れた物は直ぐに修繕し、環境整備に努めています。

・ホームごとに子どもたちと職員で日を決めて大掃除を行っています。日頃の職員の掃除の仕方を見たり一緒に清掃することで、子どもの発達に応じた整理整頓や清掃などが身に着くようにしています。

(5) 健康と安全

①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
---	---	---

【コメント】

- ・子どもの平常の健康状態はホーム職員が把握するように努めています。嘱託医による子どもの健康診断を年2回受け、学校での各検診も受けています。
 - ・通院や服薬が必要な子どもの情報はホーム職員間で共有しています。定期通院が必要な子どもについては医療機関と連携して対応しています。
 - ・受診や服薬が必要な子どもには、主任やホーム職員から説明をしています。服薬や薬歴の管理はお薬手帳で行っています。
 - ・職員間で医療や健康に関する学習する機会が十分に持てていません。
- <提言>
- ・職員が医療や健康に関する学習の機会を設け、知識を深めることが望まれます。

(6) 性に関する教育

①	A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
---	---	---

【コメント】

- ・各ホームには異年齢の男女が一緒に生活しており、生活の中で性差や発達の違いについても話をし、みんなの集会で性について話をしています。
 - ・性をタブー視せず、子どもが疑問に思ったことや不安に思っていることには、日ごろ職員が返答しています。
 - ・子どもに、プライベートゾーンについてみんなの集会で周知を図っています。施設として委員会を発足させて性の問題を考えることに取り組み、職員はフロアで子どもの年齢、発達に応じた性教育を行うようにしています。
 - ・高校生会で外部講師を招いて性教育を実施していますが、職員が性教育の在り方を学ぶ機会があまりありません。
- <提言>
- ・職員が自信を持って性に対して統一した対応ができるよう、今後学習の機会を設けることが望まれます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
---	--	---

【コメント】

- ・職員心得に「入所児童に対し、差別なく平等に養育し、一人の人間として人格を尊重すること」とし、職員は子どもとの時間を多く持つようにし、子どもが大切に思ってもらえていると感じられ、安心安全な生活が送れるように支援しています。周囲の子どもの安全を図るために、感情的になった子どもを落ち着かせるために静養室もあります。
- ・子どもの行動上の問題が起きたときには、ホームで施設長、副施設長、主任も入ったケース会議を行い、問題の要因を分析、対応を検討しています。
- ・行動上の問題全般に対する援助技術を習得する機会や研修の機会は十分ではありませんが、適切な援助方法を主任から職員は個々に指導を受け、研修でロールプレイなどで学んでいます。今年度、みんなの委員会で事案を出し合って危機管理マニュアルを読み合わせ、力を入れて取り組んでいます。暴力を受けた職員の無力感などには、フロアリーダーや主任、副施設長がフォローしています。また、付帯施設児童家庭支援センターみなとの心理士や施設が提携している外部の心理士、病院から助言を得られる体制があります。
- ・児童相談所と連携し、みんなの委員会で性と暴力の事案を取りあげ、フロア一會やホーム会で話し合い検討、緊急対応チームを発足させ、チームで対応することとしています。必要時、警察と協議する体制があります。

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】

- ・子ども間で暴力、いじめ差別などが発生しないように、主任会議で対応を話し合っています。不備や十分でないところを話し合い、改善に取り組んでいます。問題行動の発生を防ぐため今年度から職員を1名追加してフリー職員を配置し、子どもと関わられるようにしています。
- ・ホームの構成は、入所時、子ども同士の関係性に配慮して、部屋割りを決めています。
- ・課題のある子どもや入所間もない子どもの場合は、児童相談所と連携し個別に養育・支援を強化しています。
- ・子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は施設長、副施設長、主任が情報を共有し、適切な対応ができるような体制を取ることになっています。
- ・暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合は、児童相談所や専門医療機関、警察署の協力を得ながら対応しています

(8) 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

- ・心理的ケアを必要とする子どもには、自立支援計画にもとづいて心理的支援を行っています。心理支援プログラムは策定していません。心理療法士による心理療法の様子は、パソコンの情報システムで情報共有しています。
 - ・養育方針を管理的（保護）養育から治療的（ケア）養育へ転換したことを踏まえて、施設全体で段階的に心理的支援に取り組んでいます。
 - ・職員が心理的ケアの必要な子どもへの対応ができるように、児童相談所の児童心理士を招いて、心のケアの専門知識習得のための研修を実施しています。また、当該主任から担当職員へのスーパービジョンを定期的実施し、児童相談所の心理の専門家に相談できる体制があります。
 - ・施設には心理療法士を配置し、心理支援を行う体制を整備しています。また、心理療法室としてカウンセリング室やプレイセラピー室を確保しています。
 - ・心理的ケアが必要な子どもの保護者等への助言・援助は、児童相談所が主体となって行っています。
- <提言>
- ・心理的ケアを必要とする子ども一人ひとりに応じた心理支援プログラムを策定することが望まれます。また、職員と心理療法士が一体となって心理的支援を有効に組み込んでいくことが望まれます。
 - ・施設内部だけでなく、第三者的な判断を仰げるように外部の専門家からスーパービジョンを受ける体制を整備することが望まれます。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

・学齢期の子どもは二人部屋や個室には各自の机があります。中・高校生の子どもが落ち着いて学習できるように、施設内で利用できる学習スペースの確保を検討しています。

・子ども一人ひとりの学力については、小学校と連携し学力の把握に努めています。学習ボランティアや地域の塾を活用して子どもの学力向上に努めています。中学生から通塾しています。

・学力が低い子どもには、ドリルのコピーなどを提供し基礎学力の回復に努めていますが、ホームごとの対応に違いがあります。

・忘れものや宿題未提出については、職員ができるだけ声をかけて把握するように努めていますが、子どもに応じた支援はできていません。

・障がいのある子どもは、子どもの発達状況に応じて特別支援級や特別支援学校などに通学しています。

<提言>

・学力が低い子どもの支援は、施設としての基本的な対応を統一し、どのホームでも同じような支援を行うことが望まれます。

・忘れ物や宿題の未提出については、確認にとどまらず子どもに応じた支援ができるように取り組んでいくことが望まれます。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

・進路については担当職員と話し合い、本人の意向を受け止めています。進学については公立私立に関わらず進学を選択できるよう、資金面についても情報提供しています。自立サポート委員会が民間支援団体の協力を得て実施した社会体験ツアーは、進路決定の学びとなっています。

・進路選択に当たって、本人の意見を尊重したうえで学校や児童相談所の意見を聞いて、自立支援計画に記載しています。

・自立サポート委員会が開催する高校生会では、就労や進学を検討している子どもに、子どもが想定する卒業後に沿って現実的な情報を提供しています。新高校生には外部団体作成の「一人暮らしのハンドブック」を配付しています。

・高校を中退した子どもへの支援は児童相談所と協議する体制があり、措置解除後も3か月はフォローすることを決めています。不登校になった子どもについては転校も含めて検討し、学校生活を継続できるよう話し合っています。

・高校卒業後も進学を希望する子どものために、自立サポート委員会が資金面、生活面、精神的な面などについて情報提供しています。また、進学希望者には奨学金の説明もしています。

<工夫している事項>

・子どもの年齢や状況に応じた進路検討のために、リービングケアのフローチャートを作成しています。進路に課題のある子どもについては早期に進路支援に着手し、小学6年あたりからフローチャートを使用して職員と進路について話し合っています。

<提言>

・不登校の子どもに対する対応については、施設としての対応方法を定めることが望まれます。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】

・施設では自立サポート委員会を設けて、子どもの自立に向けたサポートに取り組んでいます。高校生会を実施し、自立後に向けて社会の仕組みやルール、責任についても話し合う機会を設けています。また、卒業生が参加する「あつまろう会」で、卒業生から自立後の生活の話聞く機会を設けています。

・就労支援団体の協力のもと実施した社会体験ツアーでは、ビジネスホテルに一人一部屋で一泊する体験や社会体験に繋がる取り組みをしています。

・施設では近隣のアルバイトを推奨し、施設とアルバイト先で連携しやすいように配慮しています。

・自動車運転免許や介護職員初任者研修などの資格取得を推奨しています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
---	---	---

【コメント】

- ・施設では主任を中心に児童相談所と連携して、家族との信頼関係づくりに取り組んでいます。自立支援計画には、アセスメントに基づく家族支援計画や再構築に向けた具体的な内容を記載しています。
 - ・家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）は主任の業務であることを施設の職務分掌に明記し、養育・支援のなかで対応しています。主任は児童相談所と連携し職員会議やホーム会議などで子どもの担当職員と情報共有しながら家族関係調整に取り組んでいます。付帯施設地域小規模児童養護施設本郷ホームのファミリーソーシャルワーカーに相談したり、助言を受けられる体制があります。
 - ・面会、外出、一時帰宅などについては、主任や児童相談所の意見を聞きながらホーム職員が対応しています。外出、一時帰宅後の子どもの様子は、ホーム職員が注意深く観察しています。また、児童相談所と協議し連携しています。
 - ・連絡をとることなどが可能な保護者等には、バザーなどの保護者参加が可能な行事を伝え参加を促しています。
- <提言>
- ・施設の職務分掌だけでなく、家庭支援専門相談を担当している主任の役割を明確にすることが望めます。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

- ・家族再構築のためのケースの見立ては、児童相談所と連携し、施設長や副施設長、心理療法士も参加するフロア会議で主任が中心となって検討しています。フロア会議で明確にした方針等は職員会議で報告し、情報共有しています。
 - ・親子交流は段階を踏んで、子どもに負担のないように実施しています。外泊については約束事などを決めて、帰園の際に子どもの様子を見たり、保護者からの聞き取りをしています。
 - ・児童相談所と協議し、連携しながら家族支援に取り組んでいます。
- <提言>
- ・家族再構築については、取り組み中に家族などによる不当な行為があるケースも含め、様々な想定をして施設全体で取り組むことが望めます。